

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 歩
同	明 石	直 樹

## 住民監査請求について（通知）

令和3年8月5日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

## 第1 請求の内容

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書（以下「請求書」という。）等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

### 1 請求の要旨

#### (1) 対象となる財務会計上の事実

城東区役所における令和2年度第2回区民アンケート（以下、単に「区民アンケート」と言います。）について、実施決裁文書にはその目的が「大阪市では、自律した自治体型の区政運営を目指しており、そのための取組については、区自らがPDCAサイクルを回して進捗管理するために、成果目標を設定して区民へのアンケートを行い、評価を把握することとなっている。

そこで、住民基本台帳により無作為に抽出した区民を対象に、アンケート調査を行い、多様な意見やニーズを把握し、その結果を区の事業実施や事業改善に反映させ、区政運営のより一層の充実を図る。」と記載されています。また、令和2年度城東区民アンケート調査業務委託仕様書には調査目的として「大阪市では、自律した自治体型の区政運営をめざしており、そのための取組については、区自らがPDCAサイクルを回して進捗管理するために、成果目標を設定して区民へのアンケートを行い、成果指標を測定することとなっている。

その調査結果を区の事業実施や事業改善に反映させ、区政運営のより一層の充実を図ることを目的として実施する。」と記載されています。

そして、令和2年度城東区役所運営方針の重点的に取り組む主な経営課題にはアウトカム指標として「住民同士の『つながり』や『きずな』があると感じる区民の割合」などの記載があります。

つまり、区民アンケートの目的は運営方針に掲げられているこれら指標である「〇〇である区民の割合」などの測定が目的であると認められます。上記の自己評価には「住民同士の『つながり』や『きずな』があると感じる区民の割合58.0%」との記載がありますが、これは「令和2年度第2回城東区民アンケート『区運営方針に係る成果指標の測定等に関するアンケート調査』」の問14により求めたものです。

しかし、城東区役所はこの区民アンケートの結果を運営方針の指標として用いることの妥当性について何ら確認をしておらず、説明もできない状態です。

本来であれば、運営方針策定の際に、区民アンケートを用いた指標の測定について、区民アンケートで指標の測定ができることの確認や、指標を測定するためには区民アンケートはどうあるべきなのかの検討を行う注意義務があるところ、それを怠り、結果的に後述するように区民アンケートは指標を測定できるものにはなっていません。ここに不作為による違法（民法第644条、地方自治法第138条の2違反）が存在し、区民アンケートによる運営方針の指標測定が不当なものとなっています。

その結果、この区民アンケートにかかる経費が目的（運営方針の指標の測定）を達成できないまま支出されており、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反となっています。

## （2）その行為が違法又は不当である理由

1－（1）でも述べたように、この区民アンケートの目的は運営方針に定められた「〇〇である区民の割合」などの指標の測定です。城東区役所の令和2年度運営方針の重点的に取り組む主な経営課題には、アウトカム指標として「住民同士の『つながり』や『きずな』があると感じる区民の割合」と記載され、「自己評価」の「アウトカム指標の達成状況」には「住民同士の『つながり』や『きずな』があると感じる区民の割合 58.0%」と記載されています。この達成状況の記載は「令和2年度第2回城東区民アンケート『区運営方針に係る成果指標の測定等に関するアンケート調査』」の「問 14 あなたにとって住民同士の『つながり』や『きずな』があると感じますか。」の結果に基づくもので、回答状況は「感じる」が9.1%、「ある程度感じる」が48.9%で合計58.0%となっています。

これに関し市民の声で「上記問 14 の結果を「住民同士の『つながり』や『きずな』があると感じる区民の割合」と解釈できる根拠はどのようなものでしょうか。」などと質問しましたが、回答はなく、確認したところ「既に回答した通り」とのことでした。この回答とは2018年ごろの「アンケート調査の結果により取得したデータにつきましては、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用しております。」との内容のものであると思われませんが、これでは質問に対する答えには全くなっておらず、区民アンケートの結果を「区民の割合」とする根拠は不明です。

また、1－（1）で述べた通り、これに関連して行った情報公開請求は不存在となっています。ここでも不存在の理由は「令和2年度第2回城東区民アンケート『区運営方針に

係る成果指標の測定等に関するアンケート調査』によって取得したデータは、母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用することを前提としていることから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」と市民の声と同様のものになっていますが、請求対象文書は「『区運営方針に係る成果指標の測定』ができていないことが確認できる文書。具体的には問 14 の結果が『住民同士の「つながり」や「きずな」があると感じる区民の割合』であると解釈できる根拠が記載された文書です。」なので、これが不存在であるということは、区民アンケートの結果を指標である「〇〇である区民の割合」として用いることができるという根拠を説明できないということです。

なお、この区民アンケートと全く同一の手法で行われた「市政改革プラン 2.0 の成果指標測定のための無作為抽出アンケート」にかかる本年 6 月 15 日付情報公開審査会答申第 492 号では、「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず、（当該アンケートの結果は）あくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるもの」であるとされています。

つまり、無作為抽出アンケート同様、この区民アンケートについても、区民全体の状況を推計できるものではなく、結果はあくまでも回答者の回答状況をあらわすにとどまり、それ以上の意味を持たないものであるということです。そして、調査対象者を無作為抽出している以上、結果は「たまたまその調査対象者が選ばれたのでその値になった」、つまりは偶然の産物にすぎないというものです。いわば「サイコロを振ったらたまたま 2 が出た」ということと本質的にはなんらか変わらず、このような値に何らかの意味を持たせて指標などとして行うことができるわけがありません。

実際のところ、問題の本質はここにあります。「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず」という点について、本来であれば区民全体の状況を把握できるように区民アンケートを設計すべきところ、そのために必要な統計学や標本調査に関する素養を備えないため、調査対象者を住民基本台帳から抽出するのはいいとして、漫然と回答があったものだけを集計して結果としており、低回収率に関する問題意識も持てずにいます。つまり、運営方針の指標を区民アンケートの結果とするのであれば、そのための区民アンケートがどのようなものであるのかの検討を行うべきところ、そのような検討は一切行われておらず（公開請求は不存在でした。）、その結果、令和 2 年度城東区民アンケート調査業務委託仕様書に掲げられた「3 目的」を「4 調査対象」以後に記載されている方法で実現できるのかどうかの確認が行われず、結果としてこの業務委託が、その手法である区民アンケートで目的を達成できるものにはなっておらず、情報公開審査会に対して説明したような事態になっており、運営方針の指標にはともなりえないデータしか取得できないものになっています。

なお、上記の「素養を備えない」ということは、何度も登場する「母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識」という点に現れています。アンケートの調査結果から母集団に関する知見を得るには、標本（アンケートの回答者集団）が母集団を代表するものになっている（標本が母集団からの確率標本である）ことが必須であり、この最も重要な条件を満足に認識できていない点に素養を備えないということが現れてい

ます。実際、「令和2年度第2回城東区民アンケート『区運営方針に係る成果指標の測定等に関するアンケート調査』」の1、2ページを見ると、回答率は低く、年齢階層別構成比も母集団のそれからの著しい偏りが認められ、標本（回答者集団）は確率標本（母集団を代表する標本）にはなっておらず、「確率標本でない場合、信頼区間の計算は形式的にはできるが、その計算結果は理論的には無意味である。」ということになっています。上記で言うと、58.0%という値には、母集団に関する何らの意味も見いだせないということです。

このような運営方針の評価のための区民アンケートの実施は、「地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられていると考えられる」ものでしょう。しかし、実施機関は上記のように区民アンケートで得られた結果データを運営方針の指標として用いることの合理性、妥当性を何ら確認していません。また、区民アンケートの結果を「区民の割合」であるとする根拠についても同様に何ら確認していません。そして、情報公開審査会に対して上記の説明を行わざるを得なくなり、この時点でやっていることに論理的根拠が存在しないことが露呈したために回答不能に陥っています。要するに、運営方針の指標を設定する際に、区民アンケートの結果データを用いることが適切であるかどうかを確認していないか、あるいは確認するための素養を備えていなかったことが原因で、上記の事態を招いているわけで、この点に不作為による違法が存在します。

このように、事務の目的（運営方針の指標の測定）と全く関連性を持たない（目的を実現できない）区民アンケートを実施し、その費用を支出することまで「地方公共団体の長の広範な裁量」に含まれているとは到底考えられず、「市長の判断が著しく合理性を欠き、その広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合」に該当するものです。

### （3）その結果、大阪市に生じている損害

「令和2年度城東区民アンケート調査業務委託」に要した費用、852,959円が無駄になっています。なお、この金額には第1回分も含まれていますが、区分不可能なものもあるとのことで、全額を示します。

### （4）請求する措置の内容

前項に記載の損害を回復する措置を講じてください。市長に返還させることを求めます。なお、以下の点について監査意見を付していただきますようお願いいたします。

- ・この区民アンケートのように「〇〇である区民（市民）の割合」等、区民（市民）の状態を把握するための調査事業が適切に行われるような措置を講じること
- ・大阪市はICT戦略アクションプランにおいて、施策、事業の立案にあたりEBPMの推進ということをうたっています。EBPMを推進するためには統計学の素養が欠かせません。施策、事業立案の前提となる現状を把握するために必要な統計学の素養を必要な職員が備えられるような措置を講じること

## 2 その他

特になし。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

## 第 2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、法第 2 条第 14 項、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 4 条の規定は、地方公共団体や地方行財政運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、上記規定の違法性が肯定されると解される。（大阪高裁平成 17 年 7 月 27 日判決）

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した。

請求人は、令和 2 年度城東区民アンケート調査業務委託（以下「本件契約」という。）が具体的な行為であると主張し、その違法不当事由について、①区民アンケートは、運営方針に掲げられているアウトカム指標の測定が目的であると認められるところ、指標を測定するには区民アンケートはどうあるべきか等の検討を行う注意義務があるにもかかわらず、これを怠り、結果的に区民アンケートは指標を測定できるものになっておらず、不作為による違法がある（民法第 644 条、地方自治法第 138 条の 2 違反）、②区民アンケートにかかる経費が、目的（運営方針の指標の測定）を達成できないまま支出されており、法第 2 条第 14 項、地方財政法第 4 条違反であり、事務の目的（運営方針の評価）と全く関連性を持たない区民アンケートを実施し、その費用を支出することは、市長の裁量権の逸脱濫用にあたる、といった点を摘示している。

本件契約は、アンケート調査業務委託であり、特段の法規定がない限り、どのような業務委託契約を行うかについては、地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられていると考えられる（法第 2 条第 14 項）。したがって、市長の判断が著しく合理性を欠き、その広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、本件契約の違法性が認められる。

この点、請求人は、区民アンケートは、運営方針に掲げられているアウトカム指標の測定が目的であると認められると摘示するが、本件契約の直接的な目的は、アンケート調査の結果を区の事業実施や事業改善に反映させ、区政運営の一層の充実を図るために、多様な意見やニー

ズを把握することであると認められる。

したがって、本件契約の目的は不合理なものとはとはいえ、契約内容となる手段としてのアンケートは、目的との関連性が全くないものとはいえないため、職員がその権限の行使において、著しく合理性を欠く行為を行ったとまでは認められず、裁量の範囲を逸脱又は濫用するものであるとの摘示があるとは認められない。

よって、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断した。